

第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

第1節 親と子の健やかな成長を支援します

1. 親と子への切れ目のない健康支援

施策の方向〔1〕妊娠・出産期から子育て期への切れ目のない支援

少子化の進展を背景とした子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもが健やかに育まれるよう、子育て家庭が抱える健康上のさまざまな課題に応える母子保健サービスの提供とともに、妊娠、出産、子育てのライフサイクルを通じて、関係機関と連携した切れ目のない体制による健康支援を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
1	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠から出産及び育児に関する情報提供をあわせて行います。また、保健師等が全ての妊婦と面接することで支援の必要な妊婦を早期に把握します。	健康推進課	継続
2	ママパパ教室	妊婦とその家族を対象に、絵本の紹介やおもちゃの紹介・作成、先輩ママとの交流、沐浴実習、パパの妊婦体験、妊娠中の食事の話をします。開催日時等を工夫し、父親を含めた参加が促進されるよう取り組みます。	健康推進課	継続
3	すくすくママ訪問	保健師等が、妊娠中期の妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産の不安や悩みの相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子育て支援課 ※令和2年4月からは健康推進課	継続
4	妊婦訪問指導	医療機関と連携し、早期から支援の必要な妊婦の把握に努めます。また、すくすくママ訪問と連携し、妊婦が不安なく出産、育児ができるよう、保健師等が訪問し、妊娠・出産、育児に関して必要な保健指導や相談を行うなど切れ目のない支援を提供します。	健康推進課	継続
5	妊婦健診	妊婦の健康管理を図り、疾病の早期把握及び健康状態の把握のための健康診査を行います。健診受診の大切さを啓発し、健診結果を踏まえて継続的な支援につなげます。	健康推進課	継続
6	すくすくベビー訪問	保健師等が、生後3週間～2か月ごろの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、計測を通して発育相談に応じます。また、子育て情報を提供します。	子育て支援課 ※令和2年4月からは健康推進課	継続
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、育児不安の解消や孤立化の防止を図り、必要な支援を行います。	健康推進課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
8	産婦・新生児訪問指導	保健師等が、産婦・新生児のいる家庭を対象に、すくすくベビー訪問と連携しながら、必要な育児手技、疾病の予防、日常生活や育児に関する訪問指導を行います。早期の訪問により、育児困難家庭等を把握し、必要に応じて養育支援訪問につなげるなど継続した支援を行います。	健康推進課	継続
9	赤ちゃん相談	乳児の保護者に対して、育児・栄養・母乳相談、歯科相談などを行うことで、育児不安の解消に努めます。	健康推進課	継続
10	特定不妊治療助成	子どもを望み特定不妊治療を行っているかたに対し、保険外診療に要した治療費のうち、府の助成金を控除した自己負担額の一部について助成し、経済的負担の軽減を図り、次世代の育成を支援します。	健康推進課	継続
11	妊婦歯科健康診査	妊婦に対し、歯周組織の健康状態の検査及び検査結果に基づいた保健指導を行い、妊娠中に悪くなりやすい歯周病やむし歯の早期発見と予防につなげます。	健康推進課	継続

施策の方向〔2〕子どもの成長と発達への支援

子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図るなど、子どもの健やかな成長と親の子育て不安が軽減されるよう支援します。

また、子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などを行い、虐待予防にも努め、子どもの健やかな成長・発達とゆとりをもって子育てができる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
12	乳幼児健診	保健センターにて乳幼児健診を行います。その際、子どもの心身の健康状態だけでなく、親の保育状況や生活状況等を確認し、適切な機関につなげるなど継続した支援を行います。さらに、各健診等でフォローが必要とされた乳幼児を対象に、「すこやか健診」で経過観察、事後相談を行います。	健康推進課	継続
13	予防接種	感染症予防を図るため、乳幼児、学童を対象とした各種予防接種の正しい知識を啓発し、定期接種の接種勧奨に努めます。	健康推進課	継続
14	歯科保健事業の充実	歯科疾患予防事業として1歳7か月児・2歳6か月児・3歳6か月児を対象に、歯科健診・歯科相談を実施します。	健康推進課	継続

施策の方向〔3〕「食」を通じた健康づくりの推進

乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、「食」を通じて豊かな人間形成を育むとともに、母性の健康の確保に向けて、妊婦や子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

また、食生活改善推進員とともに「食」に関する取組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
15	離乳食講習会	離乳期の乳幼児をもつ保護者を対象に、離乳食の作り方を実習、試食する講習会を開催し、離乳食に関する正しい知識の習得を支援します。	健康推進課	継続
16	幼児食講習会	幼児とその保護者を対象に、幼児食の調理実習を行い、望ましい食習慣の習得を支援します。	健康推進課	継続
17	学校給食	給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣や食に関する人々への感謝の気持ちの育成、食品ロスへの理解促進などに努めます。また、食物アレルギーのある児童生徒の情報を共有し、安全・安心な給食の提供に努めます。	教育総務課	継続
18	教育・保育要領の「食育」の推進	公立認定こども園において、給食の提供や保護者に対し給食メニューの配布を行うとともに、菜園やクッキング等を通して、食の大切さを啓発します。	保育こども園課	継続
19	キッズキッチン	小学生を対象に調理実習を実施し、食の大切さを学ぶとともに、協力し合って調理する楽しさを体験する機会を提供します。	中央公民館 青少年教育課 健康推進課	継続

施策の方向〔4〕小児保健医療体制の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるように、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を持つことを推進するための啓発を行います。

また、大阪府をはじめ、医師会や近隣市町との連携を深め、小児の初期救急医療体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
20	小児救急医療体制の確保	土曜日・日曜日・祝日・年末年始においても適切な医療が受けられるよう、小児救急医療体制の確保に努めます。	健康推進課	継続
21	子ども医療の助成	中学校修了前までの児童のいる家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続

施策の方向〔5〕思春期における健康づくりの推進

さまざまな社会的影響を受けやすい思春期のこころとからだの健康づくりに向けて、学校と保健センター、関係機関が連携を図り、性の問題や喫煙、飲酒、薬物などの子どもの健康を脅かす問題に対する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、不登校などのこころの問題に対しては、専門相談員による相談体制の充実や、未然防止、問題解決に向けての取組みを強化します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
22	薬物乱用防止	学校相談員（警察OB）や、薬物に関する関係機関と連携し、児童生徒への正しい知識の普及に努めます。	学校教育課	継続
23	性教育	病院や保健センター等と連携し、こころとからだの健康を啓発し、児童生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課	継続
24	教育相談員配置	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続
25	青少年育成関係機関・団体との連携	青少年指導員の資質向上と、青少年を犯罪や非行から守るため関係機関・団体等との連携を図ります。	青少年教育課	継続

2. 人間性を輝かせる教育の充実

施策の方向〔1〕就学前教育・保育の充実

保育所や幼稚園・認定こども園などでは、協調性や自立心の育成など、乳幼児期の子どもの育ちを重視する就学前教育・保育を充実するとともに、小学校への円滑なつながりに配慮した取組みを図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
26	3～5歳児の就学前教育・保育の充実	保育所や幼稚園・認定こども園など多様化する保育ニーズに対応した受皿の整備を行うとともに、教育・保育従事者向け研修等を実施し、教育・保育の質の確保に努めます。	学校教育課 子育て支援課 保育こども園課	継続
27	公立幼稚園での預かり保育事業	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課	継続

施策の方向〔2〕生きる力を育む学校教育の充実

新学習指導要領が育成を目指す資質・能力を踏まえた、確かな学力の向上をめざすとともに、人権・道徳などの心の教育や、スポーツ活動をはじめとする健康教育を充実するなど、「生きる力」を育む教育を推進します。

また、不登校やいじめなどの問題への支援体制の強化、学校教育施設の整備など、子どもたちが安心して過ごせる教育環境の充実に努めます。さらに、家庭・学校・地域との連携をより一層深め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

(1) 確かな学力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
28	英語指導助手配置	全小・中学校に配置した英語指導助手により、小学校外国語科や外国語活動、中学校英語科の授業において、聞く・話す等のコミュニケーション能力を高めるとともに、担任や外国語指導担当者と英語指導助手との連携を深め、語学授業の改善を図っていきます。	学校教育課	継続
29	研究学校支援事業	新学習指導要領に則った授業づくり、学習評価を指導に生かした授業づくりを推進するための実践的研究を進め、全校で研究成果を共有し実践できるよう支援します。	学校教育課	継続
30	まなび舎事業	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。	学校教育課	継続

(2) 豊かな心の育成

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
31	人権教育推進事業	市内小・中学校、高校の人権学習の受け入れ、及び出前講師の派遣に積極的に応え、人権教育の啓発を進めます。また、各学校に対し、人権教育に係る情報提供とともに、研究授業や研修会において指導助言を行います。	青少年人権教育交流館 学校教育課	継続
32	特別支援教育の推進	教育支援委員会や就学相談等により、適切な就学を支援していきます。また、特別支援教育、障害者理解教育が推進されるよう、全教職員を対象に研修を行います。	学校教育課	継続
33	児童生徒健全育成	児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校が一体となった生徒指導・支援体制を整備・充実します。	学校教育課	継続
34	教育相談	教育相談室で悩みの電話相談や不登校カウンセリングを行うなど、教育相談を充実します。	学校教育課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
35	教育支援センター事業	不登校生に学校の指導以外の場で指導援助する教育支援センターにおいて、個に応じた対応を図ることにより、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援します。	学校教育課	継続
36	教育相談員配置 〔No. 24 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続
37	子どものインターネット依存の防止対策	児童生徒に対して、授業等においてインターネットとの付き合い方を指導するとともに、保護者に対して講演会等においてインターネット依存防止について啓発を行います。	学校教育課	継続
38	小学校国際親善交流事業	毎年カルバーシティ市エルマリノ小学校の児童を市内小学校が受け入れ、交流を進めます。	学校教育課	継続

(3) 児童生徒の健康・体力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
39	中学校クラブ活動助成	全中学校のクラブ活動の活性化に努めます。	学校教育課	継続

(4) 地域・保護者から信頼される学校づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
40	教職員研修事業	教育研究センターにおいて、学校現場での多様な課題に対応できるよう、教職員に対し様々な研修を企画・実施し、教職員の資質向上を推進します。	学校教育課	継続
41	市PTA協議会育成事業	子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長のための教育環境醸成のため、公立幼稚園、小・中学校のPTA代表者と学校園長代表で構成する協議会について、将来にわたって活動が持続できるように育成・支援を行います。	社会教育課	継続

施策の方向〔3〕社会性を育む多様な体験活動と遊び環境の充実

市内の保育所や幼稚園、認定こども園をはじめ、青少年センター、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動を推進します。

また、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもが地域において主体的に活動できる機会や場の提供に努めます。

(1) 地域での居場所づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
42	地域の公園や広場の活用促進	地域に整備されている公園や広場が、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民とのふれあいがもてるような遊び場、憩いの場として活用されるよう促すとともに、子どもが安全にのびのびと遊べる環境づくりに努めます。	道路公園課	継続
43	レッツTRY	中高生を中心に、青少年世代の様々な表現活動や、グループ活動を支援するために施設の開放や活動の相談を行います。	各公民館	継続
44	プレイパーク支援事業	貝塚子育てネットワークの会による、子どもたちの冒険遊びの場づくりを支援します。	中央公民館	継続
45	放課後子ども教室	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課	継続
46	家庭文庫	図書館以外で身近に本とふれあう場所としての文庫活動の活性化に努めます。	図書館	継続

(2) 地域活動・体験活動の機会の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
47	低学年育成事業	小学校低学年を対象に集団遊びやスポーツ、工作等さまざまな活動を実施します。	青少年権教育交流館	継続
48	高学年向け活動	小学校高学年向けの自主活動やボランティア活動を支援します。	青少年権教育交流館	継続
49	土曜日等事業	交流・創作・親子のふれあい・人権・文化・スポーツ等、多様なテーマを取り上げ、土曜日を活用した参加型、体験型活動を実施します。	青少年権教育交流館	継続
50	子ども環境美化活動	カン・ペットボトル等のポイ捨てゴミを、仲間とともに回収することにより、町をきれいにする心を育み、海洋プラスチックごみ問題等への環境美化意識を高めてもらうことを目的として実施します。	環境衛生課	継続
51	環境教育の推進	「総合的な学習の時間」をはじめ、学校での各教科等での取組みを通して、身近な環境に対する理解と認識を深め、環境を大切にすることを育てます。また、家庭や地域との関わりの中で、よりよい環境の創造に向けて、自然愛護や環境保全に積極的に関わろうとする実践的態度の育成に努めます。	自然遊学館 学校教育課 環境衛生課	継続
52	少年の主張大会	小・中学生が発表する思いを通して、より多くの大人たちに青少年健全育成への理解を深めます。	青少年教育課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
53	昔あそび出前事業	遊び隊(昔あそび隊・折り紙隊)が学校などに出向き、昔あそびを通して子どもや地域の人と交流します。また遊び隊を担う後継者の育成を図ります。	中央公民館	継続
54	生涯学習支援事業	子どもが主体的に活動できるよう各施設の特徴を生かした取組みを進めます。	善兵衛ランド 自然遊学館 各公民館 図書館 青少年権教育交流館 青少年教育課	継続

(3) スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
55	子ども対象スポーツ教室事業	幼児に必要な運動機能の発育を促したり、小学生にスポーツの楽しさを体験してもらうことなどを目的とした教室を開催します。	スポーツ振興課	継続
56	スポーツ少年団活動の充実	地域社会の中で、スポーツによる交流や文化・学習活動、社会活動を通じて青少年の健全育成を行うスポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課	継続
57	スポーツ交流事業	日本生命の野球部及び女子卓球部の指導者・選手と本市の小学生、園児とのスポーツ交流を実施します。	スポーツ振興課	継続

(4) 子どもの健全育成に向けた環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
58	青少年団体の育成及び青少年育成者組織活動の振興	青少年健全育成に取り組む各種団体・指導者の育成を図ります。また、各種団体と連携した様々な体験・交流活動を通じ、子どもの健全育成を図ります。	自然遊学館 青少年教育課 各公民館	継続

施策の方向〔4〕次代を担う親の育成

中・高校生などこれから親となる世代が将来家庭を持ち、子どもを産み育てたいと思えるように、確かな勤労観・職業観を育て、子育てや家庭の大切さについて理解を深めるための教育や啓発を行うとともに、乳幼児とのふれあいや交流を促進する機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
59	中学生の保育体験	中学2年生の職業体験学習の一環として実施する、幼稚園、認定こども園等での保育体験などを通して、中学生と乳幼児とのふれあいの機会を図ります。	学校教育課	継続
60	キャリア教育推進事業	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てるとともに、生きる力を身につけさせ、自立できる子どもたちを育てる教育を推進します。	学校教育課	継続
61	体験学習	中学生に確かな勤労観を身につけさせるために、職業体験学習を実施します。	学校教育課	継続

第2節 家庭や地域における子育てを支援します

1. 家庭における子育て支援

施策の方向〔1〕子育て情報の提供と相談窓口の充実

すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てができるよう保健・福祉・教育などの各主体が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図ります。

また、さまざまな媒体を活用し、子育てに関するサービスや相談窓口等の積極的な情報提供を行い、子育て家庭がそれぞれの状況やニーズに応じ、適切なサービスを利用できるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
62	家庭児童相談室	就学前から就学後の切れ目ない対応、相談種別全般への対応が行えるよう、必要に応じ迅速に関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。また相談員の資質向上に努めるなど相談体制の充実を図ります。	子ども福祉課	継続
63	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターでは、親子教室、出前保育、育児サークルの育児支援、子育て学習会、子育てに関する相談を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
64	家庭支援推進保育事業	家庭環境に支援を要する園児及び在宅児童への家庭訪問・育児相談などを行い、保育の専門性を生かした支援を行います。	子育て支援課	継続
65	子育て情報の発信	市の子育て支援サービスをホームページに掲載し、公民館や子育て支援センター、その他子育て支援に関わる地域の機関との協働で「子育てナビゲーション」を発行します。また、市内公園、各施設の地図や、子育て支援事業などを記載した「子育てガイドブック」を発行します。	各公民館 子育て支援課	継続
66	すくすく子育て応援隊	地域の子育て家庭において、子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、訪問等により必要な情報提供及び助言等を行います。	保育こども園課	継続
67	赤ちゃんルーム まめっ子ルーム かばさんルーム 子育てサロン すくすくサロン	0歳児及び多胎児（就園前）を持つ親・妊婦に保育室を開放し、居場所の提供を行います。	各公民館	継続
68	教育相談	相談員による子育て教育相談を行い、子育て・学校生活の悩みに対応します。	青少年人権教育交流館	継続
69	進路選択支援相談	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年人権教育交流館	継続

施策の方向〔2〕家庭の教育力の向上

子どもの成長過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報や相談、学習のための機会を提供するとともに、親子のきずなや家庭の大切さへの理解を深める取組みを充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
70	ブックスタート	「こんにちは赤ちゃん事業」による訪問時に、乳幼児に適した絵本を手渡し、保護者が絵本を介して子どもと時間を共有できるよう支援します。	図書館 健康推進課	継続
71	えほんファーストステップ	4か月児健診時に司書による「あかちゃん絵本」の紹介と読み聞かせを行い、赤ちゃんとともに絵本を楽しんでもらえるよう啓発します。	図書館	継続
72	子育て講座 (保育つき)	保育つき講座「おや子教室」など、親に対して、様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会を提供します。また、学習内容の見直しや親同士の交流などが図られるよう講座の内容を充実します。	各公民館 青少年人権教育交流館 子育て支援センター	継続
73	家庭教育学級	子どもたちの豊かな心を育み、健やかな成長を願う親たちの自主的な学習活動の場として、全小学校に開設している家庭教育学級の充実に努めます。	社会教育課	継続
74	「かいづか家族の日」 事業	毎年11月第3日曜の「かいづか家族の日」を中心として、家族や家庭をとりまく地域の大切さについて理解を深め、子育てを応援する取組みを進めます。	社会教育課	継続

施策の方向〔3〕男性の子育て参加の促進

男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるための教育、啓発を推進します。

また、男性が子育てに関する知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会や親子がふれあう機会を充実するとともに、男性が参加しやすい事業の実施に努め、子育てへの参加・参画に対する男性の抵抗感や役割分担意識の払拭を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
75	ママパパ教室 〔No.2 拡充〕	沐浴体験やパパの妊婦体験、先輩ママや乳児との交流を通じて、子どもが生まれる前から父性が育まれるよう支援します。また、開催日時等を工夫し、父親の参加が促進されるよう取り組みます。	健康推進課	継続
76	男女共同参画意識の普及	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実に努めます。	人権政策課 学校教育課	継続
77	父親の子育て交流の場づくり	父子のふれあい遊び・手作りおもちゃなどを通じて父親の子育て参加・交流を図ります。	浜手地区公民館 山手地区公民館	継続

施策の方向〔4〕子育て家庭の経済的負担の軽減

児童手当をはじめ、令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化など出産・子育てに関する経済的支援のための制度や各種福祉施策の周知を図り、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
78	幼児教育・保育の無償化制度の適切な運用	令和元年(2019年)10月から始まった幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう施設と連携し適切に運用します。	子育て支援課 保育こども園課	新規
79	実費徴収に係る補足給付費交付事業	新制度未移行幼稚園に通う子どもの世帯で、低所得世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に、副食費の実費徴収分の一部を補助します。	子育て支援課	新規
80	利用者負担額の軽減	保護者負担に配慮した適正な保育料設定を行います。	保育こども園課	継続
81	就学援助事業	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課	継続
82	児童手当	中学校修了前の児童を養育している世帯に支給します。	子ども福祉課	継続
83	児童扶養手当	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に対して、手当てを支給します。	子ども福祉課	継続
84	子ども医療の助成 〔No. 21 再掲〕	中学校修了前までの児童のいる家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
85	ひとり親家庭医療の助成	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
86	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。	子ども福祉課	継続
87	重度障害者医療の助成	重度の障害児(者)に対し、医療費の一部を助成します。(子ども医療の助成対象者を除く)	障害福祉課	継続
88	障害児福祉手当	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課	継続
89	特別児童扶養手当	重度または中度の障害がある20歳未満のかたを養育している人に支給します。	障害福祉課	継続
90	出産費用の助成	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課	継続

2. 地域で支えあう子育ての推進

施策の方向〔1〕子育てに対する市民の関心の喚起

地域全体で子育てを見守り支えるため、子育て支援の重要性についての理解を深め関心を高めるための意識啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
91	市民への子育て意識の啓発	地域社会全体で子どもを育み、見守る環境の重要性について市民一人ひとりの理解や認識が深められるよう、様々な機会を通じて市民に対する広報、啓発を進めます。また、子どもたちが安心して活動できる地域づくりに取り組みます。	社会教育課 青少年教育課	継続
92	子ども作品展の開催	子どもポスターコンクールなどを通じて、次代を担う子どもの環境意識向上につなげるための啓発活動や体験活動の充実に努めます。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)	継続

施策の方向〔2〕地域の支えあい・助けあいによる子育て支援の充実

地域における子育て支援サービスを充実するとともに、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援の取り組みや、子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
93	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。	子育て支援課	継続
94	民生委員・児童委員活動	こんにちは赤ちゃん訪問を通じ、児童や子育てに関する身近な相談相手であることを周知するとともに、子育て世帯の孤立化を防ぎ、子育てを支援する役割を果たせるよう、活動を推進します。	福祉総務課	継続
95	地域コミュニティ支援	小学校区の子ども広場、中学校区の地域教育協議会（すこやかネット）及び、学校支援地域本部の取り組みを支援します。	学校教育課	継続
96	出前事業	まちのすぐれものの登録者を活用した出前講座や、地域の町会館・公共施設に出向いて相談に応じる出前保育など、地域のニーズに応じた出前事業を開催し、子育て支援や世代間交流を促進します。	各公民館 子育て支援センター	継続
97	保育ボランティア養成	保育付き講座開催において、保育ボランティアの確保・養成のための講座を実施し、子育て支援者として、受講後の活動場所の確保、拡大に努めます。	各公民館	継続
98	子どもを見守り支えあう地域づくり	地域で子どもたちを見守り育てる環境を形成するため、町会や地域団体と連携して乳幼児をもつ親子や地域の人が交流できる場づくりに努めます。	各公民館	継続
99	子ども食堂支援事業	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。	子ども福祉課	継続

施策の方向〔3〕子育てに関するネットワークづくりの充実

子育て中の親などによる子育てサークルやそのネットワークがさらに発展するように支援します。また、子育て支援に取り組む関係団体・機関が協力・連携した活動を促進し、その活動を通じ、地域の教育力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支え助け合えるネットワークを充実します。

さらに、子育てネットワークの団体等と行政が協働し、安心して子どもを産み育てていくための事業や環境整備に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
100	貝塚子育てネットワークの会との共催事業	仲間とともに学びながら子育てができる環境づくりを目指して、貝塚子育てネットワークの会と共催する事業を充実します。	中央公民館	継続
101	子育てサークル、ネットワークづくり	子育てサークル、子育てネットワークの会からの相談に応じるとともに、自主運営を促し、共同作業、共同学習の中で親の社会性、子どもの育ち、地域での関係性を豊かに形成する支援を行います。	各公民館 子育て支援課 図書館	継続

第3節 子育てと多様な活動の両立を支援します

1. 多様なニーズに応じた保育サービスの提供

施策の方向〔1〕すべての子育て家庭に対する子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭の保育ニーズに応えられるよう、事業者・関係機関・団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを充実します。

また、親子同士の交流や情報交換の場の提供のほか、保護者の病気や緊急時、子育てのリフレッシュなど、身近なところで子育てをサポートするサービスを充実します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
102	公立幼稚園での預かり保育事業 〔No. 27 再掲〕	保護者の利用ニーズを踏まえ、事業の充実に努めます。	学校教育課	継続
103	一時預かり事業	保護者の仕事や病気などの緊急時、子育てのリフレッシュなどの際に、一時的に乳幼児を預かる事業を実施します。	子育て支援課	継続
104	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至らず、当面の症状が急変する恐れのない児童、もしくは、病気の回復期にあつて集団保育が困難な児童を一時的に専用の施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	子育て支援課	継続
105	認定こども園での地域交流、地域支援、園庭開放	園庭開放などを通して、地域に開かれた場として、地域の子育て世帯への支援と入所児童との交流の機会を提供します。また、すすく子育て応援隊が、入所児童以外の地域の家庭に支援を行います。	保育こども園課	継続
106	地域子育て支援拠点事業 〔No. 63 再掲〕	子育て支援センターでは、親子教室、出前保育、育児サークルの育児支援、子育て学習会、子育てに関する相談を実施します。また、つどいのひろばを通じて親子の交流の場を提供します。	子育て支援課	継続
107	ファミリー・サポート・センター事業 〔No. 93 再掲〕	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、認定こども園等への送迎、一時的な預かりなど相互協力活動を促進します。	子育て支援課	継続
108	子育て応援券	保護者の育児負担を軽減し、育児の疲れをリフレッシュすることで育児に前向きに取り組めるように、一時預かりや家事援助などに利用できる子育て応援券を給付し、個々のニーズに合った支援を行います。	子育て支援課	継続

施策の方向〔2〕働く家庭に対する多様な保育サービスの充実

弾力的できめ細かな保育サービスを提供し、子育て家庭の多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するとともに、子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
109	通常保育	保護者の就労または疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合、保護者に代わり、保育所・認定こども園等での保育を実施します。	保育こども園課 子育て支援課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
110	時間外保育 (延長保育)	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増大による長時間保育のニーズに応えるため、通常の保育時間を超えた延長保育を実施します。	保育こども園課 子育て支援課	継続
111	障害児保育	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。	保育こども園課 子育て支援課	継続
112	休日保育	保護者の就労形態の多様化に応えるために、保育所・認定こども園に通所している児童のうち、保護者が日曜、祝日に就労していて、保育が受けられないときに、休日保育を実施します。	子育て支援課	継続

施策の方向〔3〕放課後児童対策の充実

学校終了後、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所を地域との連携のもと確保します。また、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業を通じ、地域社会の中で、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
113	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、全小学校で開設します。	保育こども園課	継続
114	放課後子ども教室 〔No. 45 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課 各公民館	継続

2. 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

施策の方向〔1〕仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの推進

男女が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し、育児休業や介護休業などの各種法制度の普及・啓発を引き続き行くとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
115	仕事と子育ての両立や職場環境改善の啓発事業	市広報紙やチラシの配架、労働問題講座の開催等を通じて、改正育児・介護休業法など労働関係法制度を周知し、仕事と子育ての両立に関する啓発を推進します。	商工観光課	継続

施策の方向〔2〕子育て中の家庭への再就職支援

結婚や出産・子育てで会社をいったん退職し、再就職を希望する女性に対して、就労支援を行います。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
116	就労支援事業	再就職を希望する女性等の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	市民相談室	継続

第4節 子どもの権利を守り、安全・安心にさせるまちをつくります

1. 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進

施策の方向〔1〕人権尊重のための取組み

家庭・地域・学校などさまざまな場面において、子どもの権利など人権に対する理解を深め、人権意識を高めるための取組みを推進します。

大人は常に子どもの視点に立ち、子どもの権利条約に規定されている生存・保護・発達などの権利を十分保障し、子ども一人ひとりの個性が尊重されるまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
117	人権啓発交流事業	人権（同和問題を含む）教育などの啓発を推進します。	青少年人権教育交流館	継続
118	男女共同参画意識の普及 〔No. 76 再掲〕	男女がともに家事や育児に参加し、仕事と家庭の調和を実現するために、啓発誌の発行や、フォーラムを開催し、男女共同参画の意識の普及を図ります。また市内の企業や団体等に男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、小・中学校では男女共生教育の充実を図ります。	人権政策課 学校教育課	継続
119	教職員・保育教諭の資質の向上	教育・保育現場においては、子ども一人ひとりの基本的人権を尊重した教育・保育を実践するとともに、教職員等に対する研修に努め、資質の向上を図ります。	学校教育課 保育こども園課	継続
120	子どもの権利を守る相談機能の充実	子育て支援センターにおける相談・指導体制の充実とともに、母子保健事業における子育て相談、主任児童委員や人権擁護委員などの連携を強化し、地域全体で子どもの権利を守るための支援機能の充実に努めます。	人権政策課 健康推進課 福祉総務課 子育て支援課	継続

施策の方向〔2〕虐待やいじめ等から子どもを守る取組みの推進

児童虐待を防止するため、出産前から子育て家庭が孤立しないよう、関係機関の連携による地域のネットワークの充実や虐待に陥らない親子関係の構築支援に取り組みます。

また、子どもや若者に対するいのちの大切さの学びを深めるとともに、いじめや暴力行為などを防止するため、学校や地域における取組みを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
121	子ども家庭総合支援拠点の整備	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭全てを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室を支援拠点と位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。	子ども福祉課	新規

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
122	子育て世代包括支援センターの整備と連携	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目ない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	健康推進課	新規
123	要保護児童対策地域協議会	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。	子ども福祉課	継続
124	養育支援訪問事業	地域・学校及び保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、子育て不安や孤立感を抱える家庭を訪問し、指導助言を行います。	健康推進課	継続
125	児童虐待予防啓発の推進	児童虐待もしくは虐待と疑われる行為を発見した場合の通報義務などについて、様々な機会・場を活用し、広く市民に向けた啓発に取り組み、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	子ども福祉課	継続
126	教育相談員配置 〔No. 24 再掲〕	小・中学校において専門的な見地から相談活動を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談員を配置し、保護者、児童生徒の相談への対応を通じて、暴力行為や不登校の減少、いじめの早期発見と解消に努めます。	学校教育課	継続

施策の方向〔3〕障害のある子どもへの支援

子どもの発達・障害に応じた適切なりハビリテーションや教育支援、在宅福祉サービスなど、保健、福祉、教育等の相互の連携を深め、障害のある子どもの健全な発達のための総合的な支援を推進します。

（1）教育・保育に対する支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
127	特別支援教育の推進	特別支援教育に関する教職員の研修の機会を充実します。また、巡回教育相談員による特別支援に関わる教育相談活動を充実するとともに、発達検査を実施し、児童生徒に対し適切な支援ができるように助言を行います。	学校教育課	継続
128	障害児介助員設置	障害のある児童生徒が、円滑な学校生活を行うことができるように、障害の程度に応じて介助員を配置することで、教育環境の充実に努めます。	学校教育課	継続
129	障害児加配講師設置	公立幼稚園では、障害のある園児が、安全で楽しく幼稚園生活を送ることができるように、園児の障害に応じて加配講師を配置するなど望ましい保育環境の充実に努めます。	学校教育課	継続
130	障害児保育 〔No. 111 再掲〕	障害のある子どもの地域生活を支援するため、保育所・認定こども園と連携して、集団保育を通じて発達の促進を図ります。	保育こども園課 子育て支援課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
131	障害のある青少年等の生活自立支援と居場所づくり	障害のある青少年が取り組める活動を充実します。また活動を支援するボランティアグループと連携し、障害のある青少年の居場所づくりや社会参加の促進を支援します。	各公民館	継続
132	発達障害を理解するための事業	発達障害の子どもの交流および居場所づくり、また発達障害への理解とその子どもをもつ親同士の交流を深めるための取組みを充実します。	山手地区公民館	継続
133	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	障害のある児童が安全に過ごすことができるよう、加配指導員を配置することで、望ましい保育環境の充実に努めます。	保育こども園課	継続

（２）障害のある子どもがいる世帯の生活自立支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
134	障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業	障害児に対し、ホームヘルプ、ショートステイ、日中一時支援、ガイドヘルプ、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）の費用の一部を市が負担します。	障害福祉課 子育て支援課	継続
135	福祉タクシー	重度の障害児（者）に対し、タクシー運賃の一部を助成します。	障害福祉課	継続
136	重度障害者医療の助成 〔No. 87 再掲〕	重度の障害児（者）に対し、医療費の一部を助成します。（子ども医療の助成対象者を除く）	障害福祉課	継続
137	障害児福祉手当 〔No. 88 再掲〕	20歳未満であって、重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に支給します。	障害福祉課	継続
138	重度障害者介護支援 給付金	重度の知的障害と重度の身体障害をあわせもつ障害児（者）の介護者に支給します。	障害福祉課	継続
139	特別児童扶養手当 〔No. 89 再掲〕	重度または中度の障害がある 20歳未満のかたを養育している人に支給します。	障害福祉課	継続
140	補装具・日常生活用具 給付事業	障害児（者）に対し、障害を補うための用具の購入費の一部を助成します。	障害福祉課	継続
141	重度障害者紙おむつ 給付事業	学齢児以上の居宅生活をされている重度の障害児（者）で、寝たきりなどの状態にあり常時紙おむつをする必要があるかたに対し、紙おむつ給付券を支給します。	障害福祉課	継続
142	水道料金の福祉減免	特別児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金の減免を行います。	水道サービス課	継続

(3) 療育・相談体制

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
143	早期療育体制の充実	障害のある、または、その可能性のある子どもの早期発見・療育を図るため、障害児通所施設の充実を図ります。また、発達障害など保護者の気づきや受容、周囲の理解が必要な場合にも、個々に応じた相談支援を進めます。	子育て支援課	継続
144	通級指導教室の充実	通級指導教室において、個々の児童生徒のニーズに応じた指導・支援（発音・発語指導、ソーシャルスキルトレーニング、教科指導の補充等）の充実に努めます。	学校教育課	継続
145	肢体不自由児者訓練委託事業	障害児者の健康管理を目的とした機能訓練指導や療育指導を行います。	障害福祉課	継続

施策の方向〔4〕外国籍・帰国児童への支援

言語も文化も習慣も異なる外国籍の子どもや家庭が地域で安心して生活できるよう、多文化共生に理解を深める教育・啓発に取り組みます。

また、外国籍の子どもや帰国児童が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように必要な支援を実施します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
146	多文化共生に関する理解の促進	国籍や民族等の違いによる多様な文化・価値観に対し寛容な心を持ち、日本人と外国人がともに生活できる社会をつくるため、日本人・外国人双方に対し異文化の積極的な理解を促す取組みを推進します。	広報交流課 人権政策課	継続
147	在日外国人及び帰国・渡日の児童生徒に対する指導	在日外国人や帰国・渡日者の増加を踏まえ、学校生活や就学・進路選択のための指導や支援を実施します。	学校教育課	継続
148	帰国・渡日の児童生徒への支援	帰国・渡日の児童生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むために小学校1校に日本語指導担当教員を配置し、個別に日本語指導を実施します。他校の対象児童に対しても巡回指導を行い、日本語の理解が困難な児童生徒に通訳者などの支援員を派遣します。	学校教育課	継続
149	外国人保護者への通訳派遣	日本語の理解が困難な外国人保護者に、授業参観、懇談、家庭訪問等の際に通訳を派遣します。	学校教育課	継続

2. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進

施策の方向〔1〕関係機関がつながる相談支援体制の整備

地域をはじめ、教育、福祉等の関係機関との連携を図り、困難を抱える子育て家庭を早期の段階で発見し支援につなぐなど、家庭に寄り添った切れ目のない支援を実施します。

また、地域や教育、福祉等の関係機関の支援やネットワークを活用し、包括的な相談支援体制を整備します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
150	子ども家庭総合支援拠点の整備 【No. 121 再掲】	市内在住の子ども及び妊産婦やその家庭全てを対象とし、幅広く情報収集を行い、適切に支援を実施します。子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室を支援拠点と位置づけ、要保護児童対策地域協議会の連絡調整を行い、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめ、子育てに関する継続的な支援を行います。	子ども福祉課	新規
151	子育て世代包括支援センターの整備と連携 【No. 122 再掲】	妊娠期から子育て期までの子どもとその家庭の状況を把握し、切れ目ない支援を行います。必要に応じて関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。	健康推進課	新規
152	要保護児童対策地域協議会 【No. 123 再掲】	関係機関と情報を共有し、要保護児童、要支援児童（家庭）に対して、連携した対応を行います。	子ども福祉課	継続
153	拡大地域ケア会議	地域で支援を必要とする人を発見し支援へつなげる取組みとして、各町会で開催するコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、民生委員・児童委員が参加する拡大地域ケア会議を支援します。	福祉総務課	継続
154	自立相談支援機関と他機関との連携	生活に困難を抱える人が自立した生活を送ることができるよう、大阪府社会福祉協議会、貝塚市社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援・相談ができる体制づくりに努めます。	市民相談室	継続
155	学校との連携強化	小・中学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと、子ども・子育て支援に関わる課や児童相談所等関係機関との連携を強化します。	学校教育課	継続

施策の方向〔2〕子どもの育ちと学びを支える取組みの推進

子どもたちが家庭環境や世帯の所得に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう学力の向上に向けた支援を推進します。

また、子どもそれぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育むための活動や子どもが孤立しないような居場所の提供を地域と連携して推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
156	教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業	中央小学校に家庭教育支援チームを設置し、幼稚園や福祉機関と協働し子育て支援や相談を行う体制をつくります。この支援・相談体制の運営から得られる知見を各小学校区で活用します。	学校教育課	新規
157	まなび舎事業 〔No. 30 再掲〕	子どもたちの学力向上を目指して放課後の自主学習を推進します。また、事業を担う放課後学習支援アドバイザーの確保に努めます。	学校教育課	継続
158	子どもの生活・学習支援事業	児童扶養手当受給世帯等の児童で、放課後留守家庭となる小学3・4年生を対象に学習習慣の定着のための学習支援と基本的な生活習慣の習得支援を実施します。	子ども福祉課	継続
159	進路選択支援相談 〔No. 69 再掲〕	個別相談や出張相談会を通じて、奨学金制度や貸付制度についての相談に応じます。	青少年権教育交流館	継続
160	子ども食堂支援事業 〔No. 99 再掲〕	食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもを見守る活動に対して支援を行います。	子ども福祉課	継続
161	放課後子ども教室 〔No. 45 再掲〕	地域・学校・留守家庭児童会と連携を図り、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの充実に努めます。また、事業を担う地域のボランティアの確保に努めます。	社会教育課	継続

施策の方向〔3〕支援を要する子ども・世帯を支える取組みの推進

生活に困窮する家庭の保護者に対し、就労相談や資格取得等、就労に向けた支援を行うとともに、各種手当などを活用し経済的負担の軽減を図るなど、安定的な生活に必要な基盤の確保を支援します。

ひとり親家庭に対しては、子育て、就労など生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、さまざまな悩みや不安の解消と自立を促す取組みを推進します。

(1) 生活自立支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
162	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（就労準備支援・住居確保給付金等）や児童関係機関等と連携した包括的な支援を実施します。	福祉総務課	継続

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
163	生活保護制度	生活に困窮している世帯に対して最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援します。	生活福祉課	継続
164	児童扶養手当 〔No. 83 再掲〕	父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を異にしているか、父または母に重度の障害があり18歳未満の児童等を養育している父または母や養育者に支給します。	子ども福祉課	継続
165	ひとり親家庭医療の助成 〔No. 85 再掲〕	ひとり親家庭が、必要な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
166	大阪府母子・父子寡婦福祉資金貸付制度 〔No. 86 再掲〕	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を援助するための資金貸付を受け付けます。	子ども福祉課	継続
167	母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、助言を行います。	子ども福祉課	継続
168	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭において父または母・子の病気や父または母の出張などにより、一時的な生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども福祉課	継続
169	就学援助事業 〔No. 81 再掲〕	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、義務教育を円滑に受けることができるように就学に要する経費の一部を支給します。	学校教育課	継続
170	奨学金制度	向上心に富みながら、経済的な理由により修学が困難な場合に、教育の機会均等を図るため、奨学金の貸付けを行います。	学校教育課	継続
171	出産費用の助成 〔No. 90 再掲〕	経済的に困窮する妊産婦を対象に出産費用の一部を助成します。	子ども福祉課	継続
172	水道料金の福祉減免	児童扶養手当受給者を含む世帯に対し、水道料金の減免を行います。	水道サービス課	継続

(2) 就労支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
173	ひとり親に対する就労支援事業	ひとり親家庭の父または母の就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	子ども福祉課	継続
174	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の就労支援を行うために、相談者ごとのプログラムを策定し自立支援を図ります。	子ども福祉課	継続
175	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料の一部を支給します。	子ども福祉課	継続
176	高等職業訓練促進給付金事業	経済的自立に効果的な資格を取得するために修業する場合、生活費の一部を給付します。	子ども福祉課	継続
177	就労支援事業	就職を希望する就労困難者を対象に、パソコン講座や医療・介護事務講座の開催など、職業能力開発への支援を推進します。	市民相談室	継続

(3) 子育て支援

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
178	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童を預かります。	子ども福祉課	継続
179	夜間養護等事業 (トワイライト)	平日の夜間または休日において、仕事等の事由により児童の保護者が不在となった場合に施設において当該児童を保護し食事や入浴など生活援助を行います。	子ども福祉課	継続
180	ひとり親家庭等日常生活支援事業 [No. 168 再掲]	ひとり親家庭において父または母・子の病気や父または母の出張などにより、一時的な生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども福祉課	継続

3. 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実

施策の方向〔1〕子育てにやさしい生活環境の整備

良好な住宅環境の確保をはじめ、道路や公共施設における「子育てバリアフリー」を推進し、子育て家庭の豊かな生活環境づくりを図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
181	福祉のまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路や公共施設等のバリアフリー化をすすめ、民間施設の整備について指導を行います。	障害福祉課 建築住宅課 道路公園課 都市計画課	継続
182	安全な道路環境の整備	通学路交差点の歩行者が待機する歩道部において、危険箇所を把握し防護柵の設置など、安全な通行環境の整備に努めます。	道路公園課	継続
183	施設における生活環境の整備	小・中学校をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、その他保育施設について、児童生徒のみならず、地域の子育て世帯が集え安全・安心に過ごせる環境の充実を図ります。	保育こども園課 子育て支援課 教育総務課	継続
184	赤ちゃんの駅	外出中に、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、安心して外出できる環境を整えます。また、授乳やおむつ替えができる車両「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します。	子育て支援課	継続

施策の方向〔2〕犯罪や交通事故のない安全なまちづくり

子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取組みを推進します。

(1) 防犯・交通安全対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
185	学校安全教育の推進	児童生徒の安全教育及び安全を守る活動として、子どもの安全見まもり隊、青色パトロールの巡回、スクールガードリーダーによる登下校見守りを行います。	学校教育課	継続
186	交通安全教育	子どもを交通事故等から守るため、春・秋の2回、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の児童生徒を対象に貝塚警察署交通課と連携し、交通安全指導（教育）と歩行・自転車の実技指導を実施します。	道路公園課	継続
187	「子ども110番の家」運動	地域における子どもの安全確保を図るため、市PTA協議会が主体となって取り組んでいる「子ども110番の家」運動を支援します。	社会教育課	継続
188	地域と連携した見守り活動	交通安全フェスティバルなどのイベント開催や登下校時の見守り、あいさつ運動の推進など、地域全体で子どもの安全、交通事故防止に関する啓発や取組みを推進します。	地区福祉委員会 (社会福祉協議会)	継続
189	市内巡回パトロール事業	子どもを犯罪から守る取組みとして、青色パトロール車で、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校などを中心に、市内一円のパトロールを実施します。	危機管理課	継続
190	こ・あ・らメール配信事業	子どもの安全を守るために、希望する保護者等に、貝塚市内で発生した子どもに危害の及ぶおそれのある情報をメールで発信します。	危機管理課	継続
191	防犯灯・防犯カメラ設置事業	町会・自治会からの要望に基づき、防犯上不安のある場所への防犯灯の新設・取替えを行います。また、犯罪抑止効果の高い場所に防犯カメラの設置を行い、町会・自治会が防犯カメラを設置する場合、助成を行います。	危機管理課	継続

(2) 子どもの健全な育ちを促進する環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	方向性
192	社会環境浄化活動の推進	青少年指導員連絡協議会とともに、非行防止やインターネットの危険性を訴える街頭啓発を行うなど、青少年の健全な育成を促進する環境づくりに取り組みます。	青少年教育課	継続
193	青少年健全育成啓発事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発を行うとともに、水間寺の餅まき、十日戎、夜店、お盆、夏・秋祭りなどにおいてパトロールを実施し、青少年の健全育成を促進します。	青少年教育課	継続
194	青少年問題協議会の充実	青少年問題協議会を通じて、関係機関や市民関係団体との連携を図り、青少年の健全育成に対する理解を促進するとともに、青少年にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年教育課	継続